

令和6年11月10日
四国電力株式会社

伊方発電所3号機 外部電源に係る運転上の制限の逸脱について

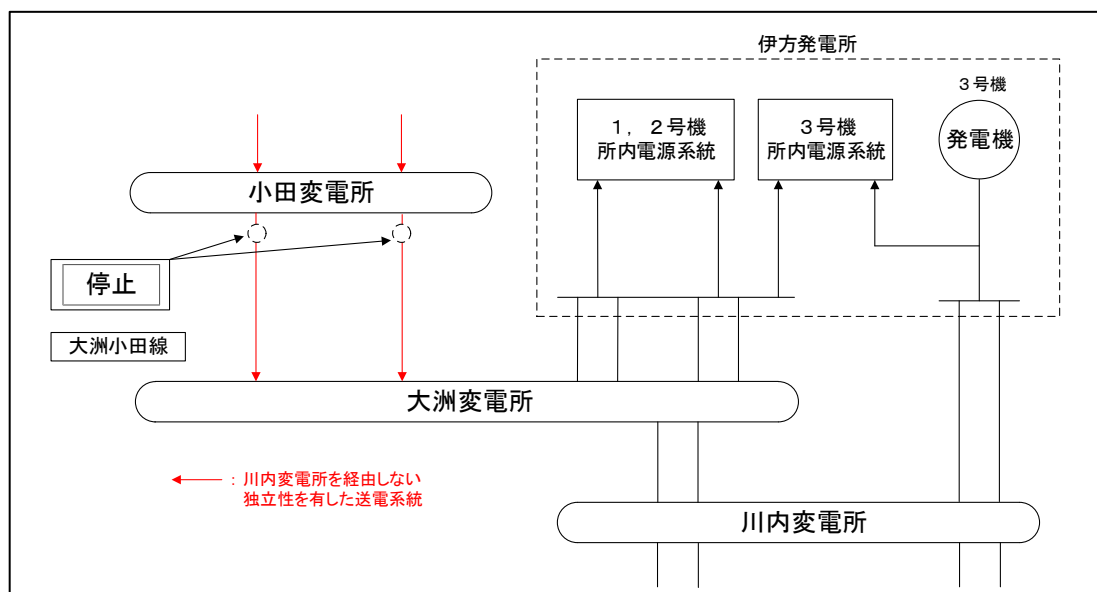
伊方発電所3号機（定格電気出力89万キロワット）は、本年7月19日からの第17回定期検査において10月18日より調整運転中のところ、昨日、川内変電所に対し系統上の独立性を有する小田変電所からの受電ができない状態となったことから、昨日20時30分、原子炉施設保安規定に定める運転上の制限^{※1}から逸脱したと判断しました。

その後、小田変電所から受電できる状態に復旧し、外部電源の独立性を有していることが確認できたことから、同日21時7分、運転上の制限の逸脱から復帰し、通常状態に復旧しました。

なお、運転上の制限から逸脱している間も、川内変電所から受電できる状態であり、本事象によるプラントへの影響および環境への放射能の影響はありませんでした。

※1 保安規定において、多重の安全機能を確保するため、動作可能な機器の必要台数等を定めているもの。外部電源については、1回線以上は他の回線に対して独立性を有している^{※2}ことを定めている。（川内変電所を経由する回線と経由しない回線があるが、今回は川内変電所を経由する回線のみとなった。）

※2 独立性を有するとは、「送電線の上流において1つの変電所または開閉所のみに関連しないこと」をいう。



伊方発電所 送電線概略系統図

以上